

I わいせつ・セクハラの要因、背景、防止策

教え子に対するわいせつ行為は、子どもの心に大きな傷を残し、その将来に深刻な影響を及ぼすものであり、教職員による不祥事の中で最も悪質なものの一つです。徳島県教育委員会では、教え子へのわいせつ行為を行った教職員は、原則として懲戒免職にすることとしています。

また、教職員間のセクハラは、被害者の個人としての尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるだけでなく、職場全体としても、秩序を乱し、意欲の低下を招くなど、公務の円滑な運営を著しく阻害することになります。

子どもたちの健全な育成を期すべき教育の場において、このような行為は、絶対にあってはなりません。

発生の要因・背景

① 児童生徒へのわいせつ・セクハラ

児童生徒へのわいせつ・セクハラが生じるケースについては、その要因・背景として、教職員について、次のような状況が多く見られると指摘されています。

教職員の状況

- 教育に携わる者としての基本的な自覚に欠ける。
- 児童生徒の人格を尊重する意識に欠ける。
- 児童生徒の心理を理解しない。
- 児童生徒の発達段階についての理解に欠ける。
- 児童生徒から「好き」等を表す言動があったとき、自らの立場を忘れてしまう。
- 児童生徒を指導する際、問題を一人で抱え込む（指導が密室化している）。

② 教職員間のセクハラ

教職員間のセクハラが生じるケースについては、その要因・背景として、加害教職員について、次のような状況が多く見られると指摘されています。

加害教職員の状況

- 相手の人格を尊重する意識に欠ける。
- 人それぞれの感じ方の違いについて、理解しない。
- 異性を性的な関心の対象としてのみ見る意識が強い。
- 異性を、仕事上の対等なパートナーとして見ていない。

わいせつ・セクハラ防止のために

わいせつ・セクハラを防止するために、次のことに留意する必要があります。

個々の教職員においては、

- 教育に携わる者として、常に自覚ある発言と行動をとること。
- 相手の人格を尊重し、お互いがパートナーであるという意識をもつこと。
- 性的言動を不快に感じるかどうかについては、個人間、男女間、世代間で受け止め方に差があることを認識すること。
- 児童生徒が、信頼して悩みを相談できるよう、日頃から人間関係の構築に努めるとともに、問題を抱えている児童生徒の心のサインを見逃さないこと。

学校組織全体としては、

- 特定の児童生徒への個別指導については、1人の教員だけに任せることがないようにすること。当該児童生徒に対して、特に、1対1での対面指導を行う必要がある場合にも、事前・事後の連絡・報告を徹底すること。
- 児童生徒からの相談、教職員のセクハラ相談のための体制整備を図ること。